

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月10日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則8号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員退職手当条例第10条第4項に規定する教育委員会規則で定める事業）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が<u>職員退職手当条例第20条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第20条 受給資格者又は職員退職手当条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る<u>就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の2様式）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の3様式）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当</u></p>	<p>（職員退職手当条例第10条第4項に規定する教育委員会規則で定める事業）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第20条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3)（略）</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第20条 受給資格者又は職員退職手当条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の3様式）に、<u>同号</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の4様式）に、雇用保険法第56条の3第1項第2号</p>

(就業促進定着手当に限る。)に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(別記第14号の4様式)に、雇用保険法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(別記第15号様式)に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書(別記第16号様式)に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書(別記第17号様式)に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(別記第17号の2様式)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書(別記第17号の3様式)に受給資格証を添えて県教育委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(別記第15号様式)に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書(別記第16号様式)に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書(別記第17号様式)に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(別記第17号の2様式)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書(別記第17号の3様式)に受給資格証を添えて県教育委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第14号の2様式を次のように改める。

別記第14号の2様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。